

## 一般財団法人長野県建築住宅センター

### 法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）料金規程

#### （目的）

第1条 この規程は別に定める「一般財団法人長野県建築住宅センター建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人長野県建築住宅センター（以下、「センター」という。）が建築物省エネルギー性能表示制度評価業務に係る評価料金（以下「評価料金」という。）について、必要な事項を定める。

#### （評価料金）

第2条 業務規程第12条に規定する評価料金は、別表に掲げるとおりとする。

#### （評価料金の納入）

第3条 申請者は、評価料金を銀行振込により納入するものとする。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

3 センター及び申請者は、別途協議により、一括納入その他別の方法をとることができる。

#### （評価料金を減額するための要件）

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1) 当該業務が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。

(2) その他センターが必要と認めたとき。

#### （評価料金を増額するための要件）

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができる。

(1) 申請者の非協力その他センターの責めに帰することのできない事由により業務期日が延期となったとき。

(2) 別表1に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ評価が行えないとセンターが判断したとき。

#### （評価料金の返還）

第6条 納入された評価料金は返還しないものとする。ただし、センターの責めに帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

#### 附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年5月1日から施行する

別表

建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価料金(変更を含む)

○ 1戸建て住宅(併用住宅(住宅部分のみ)を含む)

| 審査条件                      | 円(税抜き) |
|---------------------------|--------|
| 単独                        | 30,000 |
| 併願審査で外皮計算を行っている場合 ※1      | 10,000 |
| 併願審査で一次エネルギー計算を行っている場合 ※2 | 8,000  |

※1 設計住宅評価の 5-1 のみ、長期優良住宅等、センターにて外皮計算の審査を行っている場合

※2 設計住宅評価の 5-2、低炭素住宅認定技術的審査、性能向上計画認定技術的審査基準適合認定技術的審査等、センターにて一次エネルギー計算の審査を行っている場合

○ 重ね建て連続建て ※3

(戸当たり料金)

| 審査条件       | 円(税抜き) |
|------------|--------|
| 対象戸数 1戸    | 30,000 |
| 対象戸数 2戸～4戸 | 24,000 |
| 対象戸数 5戸以上  | 20,000 |

※3 ここでいう「重ね建て連続建て」は2～10戸までの住戸数のものを指し、原則として、共用廊下等がある場合でも、共用部の一次エネルギー消費量計算が生じない住宅を指す。

(共用部に暖冷房・換気・給湯・照明・昇降機がある場合は、共用部の一次エネルギー消費量計算(非住宅)の計算が必要であるため、含まない。)

○ 共同住宅

お見積りとさせていただきます。

○ 再発行手数料 5,000円/枚